



新連載

パリ協定6条と 事業活動における影響

(公財)地球環境戦略研究機関 (IGES)
気候変動とエネルギー領域
副ディレクター

高橋 健太郎



第2回 パリ協定第6条の合意内容と参加各国の動向

パリ協定では、すべての国が自国の温室効果ガスの排出削減目標 (Nationally Determined Contribution、以下NDC) を定めることが求められている。NDC達成を通じて、世界の温室効果ガスの排出削減を効率的に進めるため、炭素クレジットの取引に関わるパリ協定第6条の活用が期待される。COP26で合意されたパリ協定第6条の主な内容と参加各国の動向について解説する。

パリ協定第6条の主な合意内容

①三つの重要な決定事項

COP26で合意されたパリ協定第6条では、三つの重要な決定があった。「相当調整」「クレジットの承認」「クレジットの報告」である。この三つの決定は、パリ協定第6条に参加する国に対して求められる。

相当調整は、炭素クレジットを国際移転す

る際に、クレジットを移転する国が、移転したクレジット分を自国の排出量に上乘せし、反対にクレジットを獲得した国は自国の排出量からクレジット分を差し引く仕組みである。この排出量の調整を行うことで、排出削減量の二重計上を防止することが可能となる。

②クレジットはどうやって承認されるか？

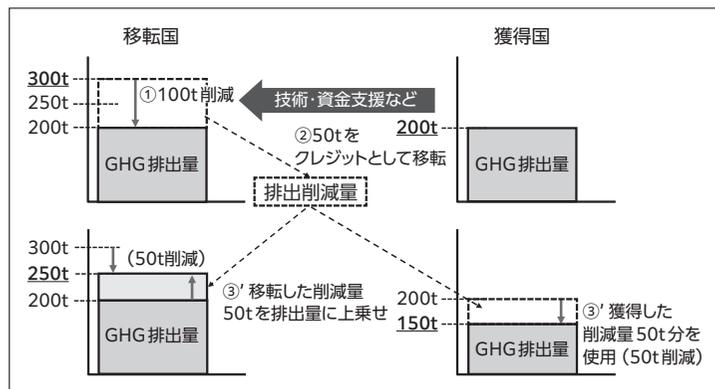
クレジットの承認体制について6条の決定では、「削減量をクレジットとして国際的に移転する際に、関係国による承認が必要」とされた。国際的にクレジットを移転する際に、相当調整を行うことになれば、移転を行う国にとって、クレジットを移転すればするほど自国の排出量に影響を与えることになる。また、移転するクレジットが環境にしっかりと配慮したものであるか確認をするためにも、関係国によって承認されることが望まれる。そういった背景からクレジットを関係国で承認するというルールが決定された。その承認の手続きや体制は、6

条に参加する国が、当該国の関係者と協議の上、整備していくことになる。

③矛盾が生じないための報告方法は？

クレジットの報告では、二重計上を防止するために相当調整が重要となる。さらに各国で移転されたクレジットの総量に矛盾がないか確認することが必要になる。そのために、6条に参加する国は、移転・獲得し

●相当調整の例



出典：環境省

たクレジットの量、NDCの達成に使用した量、移転した年などの情報開示を行う。開示のために、初期報告、年次報告、定期報告(2年ごとに報告。初回は2024年末に報告)という三つの報告が求められることとなる。

このような情報開示に関する動きは、現在、多くの民間企業が賛同している気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)においても同様に見られる。パリ協定の1.5°C目標を達成する上で、クレジットの使用の位置づけや取引量について、各国も丁寧な説明をしなければならないだろう。

日本とスイスにみられる取り組み事例

パリ協定第6条に関連する取り組みが、各国および国際機関などで実施されている。ここでは、日本とスイスの取り組みを紹介したい。

①二国間の枠組みを活用した日本

まず、国レベルでは、パリ協定第6条のルールに沿って、日本が二国間の枠組みを活用した協力を実施している。日本政府は、2013年より二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism、以下JCM)を開始しており、現在、パートナー国は17(※1)となった。JCMは、優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラの普及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献するためのプロジェクトを形成する。

これまでに形成されたプロジェクトは、省エネルギーや太陽光・水力発電などの再生可能エネルギーなどの分野が多い。2030年までに累積約1920万tの温室効果ガス削減量を見込むとともに、更新されたNDCでは、官民連携で2030年度までに累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標としている。日本以外では、スイスも二国間での枠組みを採用する。

②8年間で4000万tの削減を見込むスイス

スイスは、6か国(ペルー、ガーナ、セネガル、ジョージア、バヌアツ、ドミニカ)と署名し、Klik財団(※2)と協力して海外における削減プロジェクトの形成を進める。NDCの達成のた

めには、2022年から2030年の間に累計約4000万tを海外で削減する必要があると見込んでいる。これまでにクレジットが採択されたプロジェクトには、改良型クックストーブやバイオダイジェスター、廃棄物管理、省エネルギー、再エネルギーなどの分野がある。なお、スイスは、REDO+(※3)などのLULUCF(※4)セクターや、後進開発途上国以外の国における大規模なグリッド接続の太陽光発電や風力発電、設備容量が20MW以上の水力発電を対象外としている。日本と同様に、6条の合意に従って二重計上の防止に取り組む表明をした。

パリ協定第6条に参加する国への支援

パリ協定第6条の合意がされたことで、今後、6条を通じた排出削減に期待を寄せる国は多い。一方で、上述した通り、6条に参加するためにはいくつかの要件が求められる。特に6条合意で重要である二重計上を防止するための相当調整ルールは、京都議定書にはなかった新たな概念であり、そのルールの理解は参加する国にとって重要である。途上国の中でも温室効果ガス排出量に関するデータや、クレジット取引の経験が少ない国にとっては、その理解を促進するために政府担当職員に対する能力開発が必要となる。この点について、COP26後に開催されたパリ協定6条に関する国際会議では、多くの国や国際機関から6条の実施を通じて排出削減を推進していくためにも、能力開発支援が必要であることが言及されている。

今後、参加国における相当調整のルールの理解促進、クレジットの承認体制の構築、クレジット量をUNFCCCに報告するための体制整備が急がれる。

(※1) モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

(※2) 2012年にスイス石油協会(Swiss Petroleum Association)により設立

(※3) 森林減少・劣化に由来する排出の削減(Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation: REDD+)

(※4) 土地利用・土地利用変化及び林業セクター(Land Use, Land-Use Change and Forestry)